

平成24年 特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 再生可能エネルギーの導入促進について
- 2 馬頭最終処分場の整備について
- 3 農業の6次産業化の推進について

平成24年11月

農林環境委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III-1	再生可能エネルギーの導入促進について	
1	現状	4
2	課題	5
3	提言	6
III-2	馬頭最終処分場の整備について	
1	現状	9
2	課題	10
3	提言	10
III-3	農業の6次産業化の推進について	
1	現状	11
2	課題	12
3	提言	13
IV	おわりに	16
V	委員名簿	17
VI	調査関係部課	17

I はじめに

都道府県で全国初となる通年議会の導入に伴う議会改革の一環として、議会の政策提言機能の強化を図るため常任委員会において特定テーマの調査研究に取り組むこととなった。

本委員会においては、その初年度として、所管分野の事業のうち、「再生可能エネルギーの導入促進について」、「馬頭最終処分場の整備について」、「農業の6次産業化の推進について」の3つの特定テーマを選定した。

「再生可能エネルギーの導入促進について」は、国のエネルギー政策の見直し論議の中で、再生可能エネルギーに注目が集まっているが、東日本大震災後の停電等の経験や全量固定価格買取制度の施行等により、エネルギーの自給自足や再生可能エネルギーの発電利用についての県民の関心が高まってきているなど、再生可能エネルギーの導入促進への取組が重要となっている。

「馬頭最終処分場の整備について」は、旧馬頭町北沢地区における産業廃棄物の不法投棄が発覚してから22年が経過する中、不法投棄物の処理と管理型産業廃棄物最終処分場の確保のため計画されている馬頭最終処分場について、整備推進への取組が重要となっている。

「農業の6次産業化の推進について」は、少子高齢化に伴う人口減少の進展等により農産物の市場規模の縮小が予想される中で、農業の収益力を向上させるためには、農産物の生産コストの削減や品質の向上を図ることと併せて、自ら生産した農産物に新たな価値を創出して2次・3次産業へ取り組んでいく農業の6次産業化への取組が重要となっている。

これら特定テーマの調査研究に当たっては、現地調査等により具体的な取組状況等について調査するとともに、行政、学術経験者、民間事業者等との意見交換や、事前通告質疑、これらを踏まえた委員間討議など積極的な活動を行ってきた。

本報告書は、こうした本委員会における調査研究活動の成果をまとめたものである。

Ⅱ 委員会の活動状況

- 1 平成24年4月19日（木） 【第1回委員会 休会中】
 - (1) 特定テーマを次のとおりとした。
 - ① 再生可能エネルギーの導入促進について
 - ② 馬頭最終処分場の整備について
 - ③ 農業の6次産業化の推進について
 - (2) 年間活動計画を決定した。

- 2 平成24年5月17日（木） 【第2回委員会 休会中】
 - (1) 那珂川町を訪問し、馬頭最終処分場の整備について、執行部から計画概要及び経過等を聴取し質疑を行うとともに、那珂川町長及び那珂川町議会議長と意見交換を行った。
 - (2) 那珂川町北沢地区の不法投棄現場を視察し、有害物質の観測体制等について説明を受け、質疑を行った。
 - (3) 那珂川町小口地内において処分場計画地を視察し、計画概要等について説明を受け、質疑を行った。

- 3 平成24年6月4日（木） 【第3回委員会 臨時会議中】
 - (1) 「農業の6次産業化の推進について」及び「再生可能エネルギーの導入促進について」、執行部から、現状と課題について聴取し、質疑を行った。
 - (2) 「馬頭最終処分場の整備について」、5月17日の現地調査の状況等を踏まえて、委員間討議を行った。

- 4 平成24年6月13日（水） 【第4回委員会 休会中】
 - (1) 足利工業大学（足利市）を訪問し、再生可能エネルギーの導入の現状や課題等について聴取し、質疑を行った。
 - (2) 栃木市国府公民館において、株式会社グリーンファームしもつけ（栃木市）から、新たな農業の担い手による地域農業の実践について聴取し、質疑を行った。
 - (3) 有限会社いちごの里湯本農場（小山市）を訪問し、6次産業化の取組状況について聴取し、質疑を行った。

- 5 平成24年7月11日（水）～13日（金） 【第5回委員会 休会中】
- (1) J A中札内村（北海道河西郡中札内村）を訪問し、「地域農業の振興に向けた農業の6次産業化の取組について」説明を受け、質疑を行った。
 - (2) 定山溪鶴雅リゾートスパ森の舘（北海道札幌市）を訪問し、「温泉熱及び温泉排熱のエネルギー利用について」説明を受け、質疑を行った。
 - (3) 北海道電力(株)伊達発電所（北海道伊達市）を訪問し、「ソーラー発電所設置の課題と今後の展望について」説明を受け、質疑を行った。
- 6 平成24年8月22日（水） 【第6回委員会 休会中】
- (1) 「農業の6次産業化の推進について」を中心として、事前通告質疑を行った。
 - (2) 「農業の6次産業化の推進について」、これまでの調査や事前通告質疑を踏まえ、委員間討議を行った。
- 7 平成24年10月9日（火） 【第7回委員会 通常会議中】
- (1) 「再生可能エネルギーの導入促進について」を中心として、事前通告質疑を行った。
 - (2) 「再生可能エネルギーの導入促進について」、これまでの調査や事前通告質疑を踏まえ、委員間討議を行った。
- 8 平成24年10月25日（木） 【第8回委員会 休会中】
- (1) 報告書骨子案について検討を行った。
- 9 平成24年11月28日（水） 【第9回委員会 休会中】
- (1) 報告書案について検討を行った。

Ⅲ－１ 再生可能エネルギーの導入促進について

１ 現 状

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

日本の平成21年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギー等が占める割合は約9%であり、このうち8%が水力発電である。

また、県内においては、再生可能エネルギー等の割合は約6%にとどまっており、このうち水力発電が約5.5%を占めている。

種 別	導入量(出力)	県内の導入状況
太陽光	約 10 万 4,000kW ※導入目標(H32) 58万kW	・一般住宅での導入が主体(補助金制度等が充実) ・事業所等での導入は、採算面で進まず。(今後、固定買取制度による導入加速に期待)
水力	約 34 万 8,000kW (ほか揚水式発電 262 万 5,000kW)	・東京電力 20か所 (25万6,060kW) ほか揚水式発電2か所 (195万kW) ・県企業局 9か所 (6万630kW) ・近年は農業用水路を利用した導入が進んでいる。 那須野ヶ原土地改良区連合5か所 (970kW)
バイオマス	約 2 万 5,000kW (ほか熱利用あり)	・木質バイオマス発電 1か所 ・バイオガス発電 1か所 ・ボイラー等熱利用 14か所
地熱 (温泉熱)	0kW (ほか熱利用あり)	・発電施設なし。 ・熱利用(ヒートポンプ・熱交換器)は、温泉10施設で導入
風力	840kW	・5か所に導入 ・発電に適した風況が少なく導入が進んでいない。

(2) 普及拡大に向けた動き

ア 再生エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取る制度で、平成24年7月から施行になった。

買取価格・期間は毎年度(場合によっては半期毎)に示されることになっているが、集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、法の施行後3年間は、買い取り価格を定めるに当たり再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮することとしている。

イ 規制緩和 (エネルギー規制・制度アクションプラン)

「エネルギー分野における規制・改革に係る方針」が平成24年4月に閣議決定された。方針に記載された事項については、四半期毎に内閣府が進捗状況を確認し、各府省は早期に措置するよう努めるものとなっている。

2 課 題

現在のところ、本県では、再生可能エネルギーのうち、太陽光発電については、メガソーラー事業への参入や一般家庭への導入の機運が高まりつつあるものの、水力、バイオマスなどの太陽光発電以外のエネルギーに関しては、導入に向けた動きはまだ少ない。

様々な再生可能エネルギーへの民間事業者等の参入を促進し、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上で、次のような課題がある。

(1) 施策の展開方向と県の役割

福島第一原子力発電所事故以降、原子力依存のエネルギー政策からの転換が大きな課題となり、国においては、エネルギー政策の見直しに向けた議論が続いている。

原子力発電の全廃の是非については、賛否が分かれるものの、原子力発電への依存を減らし、再生可能エネルギーの割合を高めていく方向が示されている。

エネルギー政策の転換期にあつて、本県において再生可能エネルギーの導入拡大に関する施策をどのように展開していくのか、その基本的な方針を明確にする必要がある。併せて、県の果たすべき役割についても明らかにする必要がある。

(2) 再生可能エネルギーの種類ごとの取組

再生可能エネルギーには、太陽光、水力、バイオマス、地熱、風力など多様な種類があるが、再生可能エネルギーの普及については、それぞれの特性等に応じた導入拡大への取組を進める必要がある。

- ・ 太陽光：住宅用・非住宅用とも潜在的な導入量が大きく、また、産業の裾野が広く、新たな雇用創出等の経済的効果が潜在しているが、現在のところ発電原価が他の発電方式に比べ高い。
- ・ 水力：安定的な発電が可能であり、技術的にも成熟している。一般水力は新たな立地が限られるが、小水力は多くの場所で立地可能性がある。
- ・ バイオマス：発電、熱利用、燃料供給など多岐にわたる利用が可能であるが、種類・利用方法によりコストが大きく異なる。原料の安定調達が課題である。
- ・ 地熱：天候に左右されず、安定的で大規模な発電が可能であるが、多くが国立公園などに賦存するため、立地規制等によるコスト上昇やそれに伴う長期の開発期間、或いは温泉利用者の合意形成などが課題である。
- ・ 風力：相対的に発電コストが低く、事業採算性が高い。立地規制等（風況・自然景観・騒音問題等）による発電コストの上昇が課題である。

3 提 言

(1) 施策の戦略的推進

再生可能エネルギーの導入については、国のエネルギー基本計画の見直し等の動向を見極めながら、県としての導入目標を設定し、戦略的に推進していくべきである。

また、全量固定価格買取制度が7月に施行され、当初3年間は、発電事業者の利潤に配慮した買取価格が設定されるなど、普及拡大を図る上で絶好の機会であることから、可能なものからスピード感を持って推進し、民間事業者等の積極的な参入を促進していくべきである。

なお、施策の推進に当たっては、次の事項を考慮する必要がある。

ア 県内経済や地域の活性化

県内への発電施設の立地を県内経済の活性化につなげるため、県内企業の活用と県外からの投資を促進する仕組みづくりが必要である。

また、農山村地域には、木質資源等のバイオマスや小水力に活用できる農業用水が豊富に賦存していることから、これら未利用資源の活用を地域の活性化につなげるための仕組みづくりも必要である。

イ 省エネルギーへの取組

再生可能エネルギーの導入と併せて、エネルギーの効率的な利用の観点から、電力消費量を減らす節電についても取り組む必要がある。

また、エネルギーを総合的に管理して消費量を削減するHEMS（ホームエネルギー管理システム）やBEMS（ビルエネルギー管理システム）等についても導入を検討していくべきである。

なお、既に省エネルギー効果について一定の成果を得ているESCO（エスコ）事業について、県有施設等へのさらなる導入拡大を図っていくべきである。

(2) 県が担うべき役割

再生可能エネルギーの導入拡大を図る上で、県は次のような役割を担っていくべきである。

なお、再生可能エネルギーの導入については、様々な法令や技術が関係し、複数の部局が関係することから、縦割り意識を排し、部局横断的に推進していく必要がある。

ア 県有資産の活用と企業局の取組

県の保有する土地や建物を積極的に活用し、率先的に再生可能エネルギーの導入を図るべきである。

また、企業局においては水力発電事業のノウハウを蓄積していることから、そのノウハウを活用するとともに、企業局自らも再生可能エネルギーの発電事業にさらに取り組んでいくことも検討すべきである。

イ 市町及び民間事業者への支援とマッチング手法の拡大

再生可能エネルギーの導入拡大には市町や民間事業者による取組が不可欠であり、このため、県が情報の収集・提供、ノウハウの蓄積・提供・支援など相互支援体制を充実させることが重要である。

また、再生可能エネルギーによる発電事業の実施に際して、事業化のノウハウを持つ事業者が少ない状況にある。そのため、県が、太陽光のメガソーラー発電事業で実施したマッチング等の手法を、再生可能エネルギー全般に拡大していく必要がある。

ウ 規制緩和等

法規制、利害調整、広域的な調整が必要なものについては、県が自らリーダーシップを発揮することが重要である。

(3) 各再生可能エネルギーごとに留意すべき事項

ア 太陽光

- ・ 土地利用型メガソーラーについては、事業者参入が進んできているが、更なる促進のためには、国等における規制緩和や税制上の優遇措置等を拡充させていく必要があることから、国等への働きかけを強化すべきである。
- ・ 屋根利用型のうち、一般住宅への太陽光発電施設の設置は進んでいるが、今後は、事業所等(工場、倉庫、学校、集合住宅など)の屋根への設置拡大にも力を入れるべきである。そのため、県においても、庁舎、県立学校、県営住宅など県有施設の屋根の活用を積極的に進めるべきである。
- ・ 屋根利用型の更なる普及拡大には、商業ベースに乗せることが重要なので、関係業界との連携体制を強化していくべきである。

イ 水力(小水力)

- ・ 一般水力発電は立地が限られるが、小水力発電は多くの場所での立地が可能であるため、農業用水のみならず、河川、上下水道施設など活用可能な水利用施設等へ導入拡大を図るべきである。
- ・ 農業用水を活用した小水力発電については、特区制度を活用して着実な推進を図るとともに、県内全域の賦存量を調査するなどして、地元市町や土地改良区等による事業化を促進し、全県的な普及拡大を図る必要がある。
- ・ 河川の活用については、水源県としての優位性を活かして積極的に進める必要がある。そのため、有望地点の選定や利害関係者との調整など県がリーダーシップを発揮して進めるべきである。
- ・ 既設ダムや上下水道施設の活用については、有望な県有施設の事業化を検討するとともに、市町施設にノウハウを提供して導入を促進する必要がある。

ウ バイオマス

- ・ 木質バイオマス発電については、原料の調達、コストの低減が事業化のポイントであるが、皆伐の促進や搬出コストの低減など、森林整備や林業経営を含めた総合的な観点から、関係団体等と連携して検討していくべきである。また、関係業界も巻き込んだ仕組みづくりが重要であり、県がリーダーシップを発揮して進めるべきである。なお、県においては総合的な窓口が必要である。
- ・ 家畜排せつ物バイオマス発電については、現状では、コスト面など課題が多いが、畜産県である本県は賦存量が多く、有効なエネルギー源と考えられるので、コスト低減を図りつつ普及拡大に向けて検討すべきである。
- ・ 下水汚泥バイオマス発電については、採算が見込める県浄化センターに導入するとともに、市町施設にノウハウを提供して導入促進を図るべきである。

エ 地熱

- ・ 地熱発電は、安定的で大規模な発電が可能であるが、多くが国立公園内等に賦存しており開発規制が課題となることから、規制緩和を国に強く働きかけるべきである。
- ・ 地熱発電においては温泉源泉利用者の合意形成が重要な課題の一つであるが、バイナリー発電は、既存の温泉を利用するもので、源泉利用者の理解が得やすいことから、まずはバイナリー発電について、市町、観光協会、温泉組合等と一体となって事業を展開し、地熱発電への理解を深めていくべきである。

オ 熱利用

- ・ 家庭におけるエネルギー消費の半分以上が給湯や暖房などの熱利用であり、今後は、発電利用だけでなく再生可能エネルギーの熱利用についても推進すべきである。
- ・ 太陽熱はエネルギーの変換効率が高いという利点があるが、太陽光発電に比べて関心が低い状況にあり、その普及について検討すべきである。
- ・ 温泉熱を活用したヒートポンプ設備については、那須地域で普及が進み成果を得ていることから、他の地域にも拡大すべきである。

カ その他の再生可能エネルギー

風力発電のように現状では適地性に乏しく導入が難しい再生可能エネルギーについても、技術開発の動向を踏まえ導入に向けた検討を行っていくべきである。

Ⅲ－２ 馬頭最終処分場の整備について

１ 現 状

- (1) 平成2年に旧馬頭町北沢地区における産業廃棄物の不法投棄問題が発覚し、周辺環境への影響を防ぐための対策が協議されてきた。

旧馬頭町では、平成12年及び平成16年に不法投棄物撤去のための県営最終処分場の建設を県に対して要請している。

県では、これを受けて不法投棄現場の詳細調査、候補地の適地性を判断するための環境影響評価を実施した。その結果、県が町の要請に基づき管理型最終処分場を設置し不法投棄物を適正に処理することが、実現可能な最善の方法であると判断し、平成16年5月に建設事業の実施を決定した。

その後、馬頭最終処分場の基本設計、事業実施のための環境影響評価を行い、平成19年度からは事業用地の取得を開始し、現在に至っている。

事業用地の取得率は、面積ベースで71.6%（H24.10末現在）である。

- (2) 管理型産業廃棄物最終処分場は、県内にはないため、県内で発生する管理型産業廃棄物の処分は、全量を県外の施設に依存している状況が続いている。

このことは県内産業にとっても大きなマイナス要因であり、全国的にみても、この処分場がないのは、栃木県、和歌山県、鳥取県、鹿児島県の4県だけである。この点からも、管理型産業廃棄物最終処分場の確保は、本県にとって最重要課題の一つとなっている。

- (3) 県と那珂川町は、平成20年に「馬頭最終処分場に関する基本協定」を締結した。

【基本協定内容】

- ・ 地域住民の合意形成に配慮した処分場を設置し、北沢不法投棄物を適正処理
- ・ 不法投棄物の汚染拡大防止対策、周辺地域モニタリング調査の継続及び汚染拡大の兆候があった場合の対策
- ・ 処分場建設に当たっての安全対策及び万一の事故や風評被害への対応
- ・ 町が行う「環境と共生するまちづくり」への最大限の支援

【馬頭最終処分場の計画概要】

基本方針	多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場		
位 置	那珂川町和見、小口地区		
施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場		
事業面積	約 77.36 ヘクタール		
埋立容量	約 80 万 m ³	----- 北沢不法投棄物 ----- 管理型産業廃棄物 ----- 覆土	約 5.1 万 m ³ 約 58.9 万 m ³ 約 16.0 万 m ³
埋立期間	12年程度（北沢不法投棄物については2年間で埋立予定）		

2 課 題

- (1) 馬頭最終処分場は、北沢地区の不法投棄物の撤去という那珂川町における長年の課題を解決するとともに、県内に設置されていない管理型産業廃棄物最終処分場の確保という観点から極めて重要な施設であり、できるだけ早期に整備する必要がある。
- (2) 那珂川町では、平成22年に町議会が「県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議」を可決しており、早期着工への期待が高まっているが、県の建設事業の決定から相当の時間が経過していることもあり、事業の先行きを危惧する意見もでてきている。
- (3) 事業用地の取得率は、面積ベースで71.6%であるが、未取得用地の中には、事業に反対する住民の土地があり、全ての事業用地を取得することは厳しい状況である。

3 提 言

- (1) 管理型産業廃棄物最終処分場の必要性は、県民が十分理解していると考えられるが、県営最終処分場が安全で安心できる施設であることを積極的に発信し、さらなる理解が得られるよう努力する必要がある。
- (2) 馬頭最終処分場について、地元住民の民意は建設容認の方向に集約してきており、苦渋の決断をした那珂川町の期待に応えるためにも、県はこれ以上時間をかけることなく、毅然とした態度で事業を推進すべきである。
なお、事業を推進するに当たっては、那珂川町の協力が不可欠であり、引き続き町と緊密な連携を図っていく必要がある。
- (3) 事業用地の中には、取得が極めて困難な土地があることから、早期着工に向けて、取得済みの事業用地の中で事業計画の変更を視野に入れた方向性を速やかに示すべきである。
- (4) 県は、これまでも那珂川町に対して県道整備やケーブルテレビ高度化事業、木材加工施設整備などへの支援を行ってきたところであるが、今後とも、町と十分協議しながら、町が行う地域振興策を支援していく必要がある。

Ⅲ－３ 農業の６次産業化の推進について

１ 現 状

(1) 本県における６次産業化の動向等

県では、昭和60年以降、農業振興の基本目標に「首都圏農業の確立」を掲げ、園芸作物の生産拡大を中心に米麦、園芸、畜産の調和のとれた振興によって、農業産出額は全国10位となっている。

こうした中、本県の農業生産関連事業（６次産業化）に取り組む販売農家数の割合は、増加傾向にあるが、全国との比較では、順位が後退してきている状況にある。

○ 販売農家と農業生産関連事業に取り組む農家数等

	販売農家数 (A)	うち生産関連事業 を行う農家数 (B)	販売農家 に占める 割合(B/A)	近県の状況と全国比較
H12年	65,042	7,031	10.8%	栃木(20位)10.8%、群馬(25位)9.6% 埼玉(26位)9.6%、茨城(40位)7.9%
H17年	56,016	8,809	15.7%	埼玉(5位)27.7%、群馬(18位)19.5% 茨城(30位)16.5%、栃木(32位)15.7%
H22年	47,833	7,941	16.6%	埼玉(13位)26.8%、群馬(25位)20.2% 茨城(33位)17.4%、栃木(36位)16.6%

※「農業生産関連事業」：直接販売、農産加工、観光農園・体験農園など

本県の６次産業化は、集落等で女性グループなどが中心となった「むらづくり運動」から、農産物の直売や特産品、加工品づくりの活動が展開され、直売所の設置数や売上げ額が年々増加してきた。

平成８年以降に、「道の駅」などの大規模施設の整備によって従来からの小規模施設との二極化が進む中、直売所の設置数、売上げ額とも伸びが鈍化している。

(2) ６次産業化の施策の展開

ア 国の取組状況

国では、６次産業化による農業者の所得向上や地域の雇用創出を目的に、いわゆる「６次産業化法」を制定し、商品開発や事業計画等の総合的なサポートを開始している。

本県でも、加工や販売に取り組む農業法人等が増加傾向にあり、これまで、10件が国の事業計画の認定を受けている。

イ 県の取組状況

県では、「フードバレーとちぎ」の実現を目指し、平成 23 年度から次の事業により、農商工連携や６次産業化を推進している。

- ・フードバレー関係技術開発促進事業
- ・とちぎの農産物高付加価値化推進事業
- ・県内商談会出展事業
- ・アグリフードビジネス支援事業

2 課 題

本県における6次産業化は、首都圏農業の推進と並行して進めた「栃木県むらづくり運動」を契機として、農産物加工や直売などの取組が県内各地に芽生え、現在の道の駅などの展開に結びついてきているが、その目的の多くは、女性、高齢者の活動促進などの地域活性化に主眼が置かれたものであり、農業経営の一部としての活動は少なかった。

今般、ライフスタイルの変化に伴う食料消費の減退や農産物価格の低迷、さらには、燃油価格の高騰による生産資材価格の上昇等によって、農業所得が減少する中、農業所得の向上を図る6次産業化の取組が、改めて産業施策として重要視され、既に、本県においても、先進的な農業者が国や県の事業等を活用するなど、新たな取組が開始されている。

しかしながら、これまでの取組は、まだ点の取組でしかなく、今後、多くの農業者への面的な取組に拡大し、本県農業を成長産業として発展させるためには、次のような課題がある。

(1) 農業者の6次産業化に対する認識

首都圏農業の推進を旗振りした当時の状況と比較しても、6次産業化に取り組む必要性やその効果などが農業者に十分に理解されておらず、運動としてはまだまだ不十分な状況にある。

また、農業者の中には、6次産業化に興味はあるものの、リスクや不安が大きく、なかなか新たな取組へ踏み出せない者も多いと思われ、それを打破し、実践への契機となるような情報（成功事例など）を得る機会が少ない。

さらに、農業者が相談する窓口としては農業振興事務所のほか、6次産業化プランナーが県農業振興公社に配置されているが、これらが最大限活用されている状況には至っていない。

(2) 意欲ある農業者の知識・技術の習得機会等の確保

農業者の多くは、これまで農業生産に専念してきたことから、消費者ニーズやターゲットを見据えた商品開発の企画、加工や販売など具体的な取組に関して、そのノウハウや情報が不足している。

また、農産物の特徴を引き出す商品企画は難しく、専門的な加工技術を習得する機会の確保も難しい。

(3) 支援制度の活用促進

6次産業化の取組に対する支援制度としては、国や県が各種事業を展開しているが、多くの農業者にまで十分に周知されていない。

県の事業は、6次産業化を促進する芽出しの役割を果たしているが、予算規模が十分とは言い難く、また、本格的な取組の際に活用する国の事業は、採択要件や関

係法令のクリア、事務手続きの煩雑さなど、多くの農業者にとってハードルがかなり高いものとなっている。

(4) 販路の確保

農業者が6次産業化によって商品を開発したとしても、個人で販路を開拓していくのは容易ではなく、県内外に商品を紹介する機会が少ない。

(5) その他

ア 農業の需要対応力の確立

6次産業化を地域の取組へと拡大していく上では、加工原料として必要となる農産物のロットを確保することや加工に適した品種への転換など、産地としての対応力が必要である。

イ 従来からの取組への支援

これまで取り組まれてきた女性起業グループなどの多くは、伝承的な加工品など、作り手の得意分野での取組であったため、今後は、消費者の様々なニーズに応えながらより収益性の高い魅力ある取組とする必要が生じてきている。

3 提 言

(1) 農業者への普及啓発

農業者が6次産業の基本となる1次産業（農業経営）を確立した上で2次・3次産業に進出することは、かつての首都圏農業導入時の米麦生産から園芸生産への転換と同様に大きな転換であり、農業者の意識改革が必要である。

このため、まず、6次産業化の有効性（所得の向上）について、農業者への普及啓発を徹底すべきである。

また、専業農家はもとより、兼業農家などにも分かりやすくPRし、意欲ある農業者の発掘に努めるべきである。

【具体例】

- ・ 様々な機会を通じた6次産業化の普及啓発
- ・ 県内外の優良事例を基にした研修会の開催
- ・ 6次産業化に関する国や県の各種制度、支援策の紹介
- ・ 意欲ある若手農業者や女性起業グループなど、支援対象となる農業者のリストアップ

(2) 6次産業化に取り組む人材の育成

6次産業化を目指す個々の農業者の人材育成を強化すべきである。

農業者が取組を進めていくためには、加工や販売に関する専門的な知識や技術の

習得が必要なことから、企画から事業化に至るまでの発展段階に応じて、知識等を習得する機会を提供していくことが必要である。

また、これまでの成功事例の陰には、行政や農業団体、農業者等の中に桁外れな熱意を持って地域や農業経営を変革していく人材が存在している。

多くの農業者が6次産業化に関心を持ち、取り組みやすい環境を醸成するためには、これを牽引する人材の発掘と活用が重要である。また、市町村と十分連携して6次産業化の取組を地域活性化につなげていく視点も重要である。

【具体例】

- ・事例研究や販路開拓のテクニックなどの知識、ノウハウを学ぶ講座等の充実
- ・先進地への派遣や専門家を招いた技術習得研修の機会の提供
- ・取組の発展過程で生じた技術的課題に対する専門家の招聘
- ・6次産業化を志向する農業者ネットワークの構築
- ・普及指導員や農業団体職員の研修、地域リーダーの育成

(3) 6次産業化の起業支援

6次産業化は、農業者にとってリスクの多い挑戦でもあり、農業者に身近な存在である農業振興事務所の普及指導員が相談窓口としての役割を担い、個別案件に対応出来るよう支援体制を充実すべきである。

また、普及指導員が、事業化支援のコーディネーターとしての役割を担い、6次産業化プランナーと連携しながら、事業の企画から実施に至るまで、また、事業着手後の経営相談などのフォローアップにもきめ細かに対応することが重要である。

さらに、6次産業化は個人の創意から取組を開始することが多いため、各種支援制度は個人にも活用しやすいものにすることが必要である。

また、既に取り組む農業者が事業規模を拡大する場合などについても、支援すべきである。

加えて、6次産業化の事業規模の拡大を図る上では、JAの生産部会などの組織が、必要に応じて対応していくことも有効である。

【具体例】

- ・6次産業化プランナーや商工団体等との連携強化
- ・個別案件に対するサポート体制の充実
- ・アグリフードビジネス支援事業の拡充

(4) 販路開拓支援

農業者自らの創意工夫を活かした「売れる商品づくり」が基本となるが、これまで生産に専念してきた農業者が、直接販売に取り組むことは不慣れであり、行政としても、農業者の販路開拓の契機となる実需者や消費者等との出会いの場を積極的に提供すべきである。

また、消費者に認められる商品には、地域の伝統や農産物の由来など、農業を背景とした価値ある「物語性」が存在し、地域ブランド確立の鍵となっている。商品開発に当たっては、アピール度の高い「物語性」を追求していく工夫も必要である。

【具体例】

- ・ 県内の6次産業化商品カタログの作成
- ・ インターネットなどの各種媒体を通じた6次産業化商品の紹介
- ・ 各種展示商談会への出展支援
- ・ 「マルシェ栃木」や「とちまるショップ」をはじめとした、県内外のアンテナショップなどへの出展支援
- ・ 農業者の販売力強化にもつなげる異業種との交流機会の確保
- ・ 商品の魅力を伝える商談シートの作成研修など、販売力を強化する研修会の開催

(5) 農業（一次産業）の体質強化

農業なくして6次産業化は成り立たないことから、農業が基本である。

本県の立地条件を活かした園芸産地の拡大など、生産構造の改革を進めるとともに、生産性の一層の向上や良品質な生産物の供給など、産地における需要対応力の強化に引き続き力を入れるべきである。

また、農業を振興する上で、農産物に付加価値を創出する基礎となる、品種や生産技術の開発への取組は、大変重要である。

【具体例】

- ・ 機能性や味などの特徴ある農産物の品種開発
- ・ 収量を大幅に増加させる革新的な生産技術の確立

(6) 6次産業化推進の長期的な取組

これまでの首都圏農業の取組を基本に「進化する農業とちぎ」を実現するためには、6次産業化を一過性の取組として終わらせることなく、5年から10年を見通した太く長い産業施策として進めるべきである。

そのためには、あらゆる機会を通じて「食の産業化」の意識啓発を図り、農村の中で6次産業化をブーム化するなど、取組の裾野を広げることが重要である。

IV おわりに

本委員会では、3つの特定テーマについて調査研究を重ねてきた。それぞれに経過や課題も異なるが、何れの特定テーマとも、県行政において重要な政策として位置付けられていくべきものであり、今後、取組を拡大させ、深化させていくことが必要である。

再生可能エネルギーについては、国のエネルギー政策の見直しの中で導入を拡大していく方向にあり、県としても、国の動向を見極めながら導入目標等を定めて戦略的に対応していくべきであるが、導入目標等の設定に当たっては、可能なかたちで数値化を図るなど、より県民に分かりやすいものとするのが望まれる。そして、再生可能エネルギーの種類に応じ、多様な取組が広がっていくことにより、エネルギーの地産地消や県内自給率の向上が図られていくものと期待する。

馬頭最終処分場については、長年の懸案となってきたが、多くの関係者のためめぬ努力や信頼関係の積み重ねによって、今日につながる進展が図られてきている。事業推進に向けた地元の機運や用地買収の進捗状況を考慮すると、まさに前進すべきときであり、この機を逸することなく、提言の実現に向けて、積極的に取り組むことにより、処分場の早期整備が図られるものと期待する。

農業の6次産業化については、農業者の所得の向上をはじめとする農業の収益力の向上だけではなく、地域との連携によって雇用の創出や地域おこし・町おこしなど、地域活性化にとって重要な役割を担っていることも忘れてはならない。そして、地域の取組を支援し、農村の中で6次産業化がブーム化するくらいに取組の裾野を拡げていくことにより、個性ある名プレイヤーが数多く生まれ、農業や農村に活力を呼び起こすものと期待する。

なお、厳しい財政状況ではあるが、予算や組織体制上の格段の配意を求め、本委員会における本報告書の提言等が県政において十分に反映されることを強く望むものである。

最後に、本委員会の調査研究活動に御協力をいただいた事業者や各種団体、大学、学識経験者、さらには市町の皆様に感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

V 委員名簿

農林環境委員会

委員長	琴	寄	昌	男
副委員長	三	森	文	徳
委員	亀	田		清
委員	渡	辺	さ	ちこ
委員	池	田		忠
委員	保	母	欽	一郎
委員	渡	辺		渡

VI 調査関係部課

(1) 再生可能エネルギーの導入促進について

環境森林部 環境森林政策課
地球温暖化対策課
林業振興課
森林整備課
農政部 農村振興課

(2) 馬頭最終処分場の整備について

環境森林部 馬頭処分場整備室

(3) 農業の6次産業化の推進について

農政部 農政課
農村振興課
経済流通課
経営技術課
生産振興課
畜産振興課